

# 二宮町第 2 次環境基本計画

## 後期実施計画（素案）

平成 31 年度～平成 34 年度

平成 31 年 3 月

二宮町



## 目次

I	計画の目的・位置づけ	1
II	計画の期間	1
III	計画の策定について	1
1.	生物多様性の保全	2
1-1.	吾妻山の保全と魅力の向上	3
1-2.	丘陵地や谷戸などの保全	4
1-3.	水と親しめる葛川の再生	4
1-4.	二宮海岸の保全と魅力の向上	4
1-5.	良好な自然を象徴する動植物の保全	4
2.	循環型社会の実現	4
2-1.	リデュースの促進（ごみの発生や排出の抑制）	5
2-2.	リユースやリサイクルの促進	5
2-3.	ごみの適正な処理・処分の推進	5
2-4.	不法投棄防止の推進	5
2-5.	地産地消の促進	6
3.	低炭素社会の形成	6
3-1.	省資源・省エネルギー活動の促進	6
3-2.	自然エネルギーの活用	6
3-3.	緑化や雨水利用などによる環境の保全	6
3-4.	環境保全による安全なまちづくり	7
3-5.	快適な生活環境の向上	7
IV	計画の推進方策	7
1.	“町民・事業者・町”による計画推進	7
2.	“横断的な取組み”による計画推進	7
3.	“学習・情報共有”による計画推進	7
V	計画の進行管理	7



## I 計画の目的・位置づけ

二宮町第2次環境基本計画実施計画は、第2次環境基本計画（以下「基本計画」という）に基づき、町の取組みについて示した計画です。

これまで、中期実施計画（平成28年度～30年度）に沿って、各種施策を推進してきました。

このたび、中期実施計画の計画期間が平成30年度で終了することに伴い、これまでの施策・事業の進捗状況等を踏まえて事業計画の見直しを行い、新たな事業計画として後期実施計画を策定します。

## II 計画の期間

後期実施計画の計画期間は、平成31年度を初年度とし、平成34年度までの4年間とします。

## III 計画の策定について

### <施策体系>

施策の方向及び施策の方向の位置づけは、基本計画の施策体系と同様、3本の基本目標と15本の基本施策とし、中期実施計画の体系をそのまま引き継ぎます。

### <取組内容>

環境審議会の意見等を踏まえ、目的達成状況や事業実施状況による計画事業の整理統合、廃止及び新たに位置づける取組により、中期実施計画64事業に対し、--事業に取組みます。

また、後期実施計画においては、--事業のうち5事業を基本目標の達成に向けて、取組むべき重点事業として位置づけて取組みます。

### <重点課題>

さらなる低炭素社会の形成強化

近年、地球規模での極端な豪雨や干ばつ、猛暑、大型台風などの発生頻度が増大してきており、温暖化対策の必要性が高まっています。国際的な動きとしては、平成27年に「SDGs（持続可能な開発目標）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」が採択されるなど、温暖化防止策としての脱低炭素社会の形成に向けた意識や考え方の

転換が行われています。

国内においては、平成 28 年 5 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」で温室効果ガス削減目標（2030 年度までに 2013 年度比で 26%削減する中期目標）が掲げられたことや地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（＝賢い選択）」が推進されているほか、平成 30 年 2 月には「気候変動適応法」が、平成 30 年 4 月には「第 5 次環境基本計画」が閣議決定されるなど、地球温暖化に対する適応の観点や国際的な動きを取り入れた取組みが進められています。

また、県においても、平成 30 年 3 月に「かながわスマートエネルギー計画」が改訂され、地域において自立的なエネルギーの需要調整を図る分散型エネルギーシステムの構築を実現するための各種施策が、「SDGs」と理念と同じくして、引続き展開されていくこととなっています。

当町においては、自らが温室効果ガス排出削減対策に取り組むとともに、地域の模範となって町民の取組みを促進するため、平成 28 年 3 月に「二宮町地球温暖化対策実行計画」を策定したほか、町民理解のための基盤づくりを優先的に行う一環として、平成 29 年 5 月には「COOL CHOICE」に賛同することを宣言し、各種の取組みの実施による促進を図ってまいりましたが、地球温暖化を防止するには、より多くの理解と協力が求められます。

今後、さらなる低炭素社会の形成強化を図るためにも、後期実施計画においては、温暖化対策に関する取組みの根強く継続的な実施を通じ、オーナーシップを持った町民一人ひとりの実践的な行動が促進されるよう普及啓発にあたっては、行動変容の動機付けとなるようなメリットや温暖化防止の効果などを具体的に示した啓発に努めてまいります。また、この実現には社会のあらゆる分野の人々の協力・連携が必要不可欠となりますので、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標の一つであるパートナーシップにより、活動の輪をより一層広げていくとともに、ヒートアイランド現象など、他の環境問題に関する普及啓発とタイアップさせることで相乗効果も含めた推進を図ります。

## 1. 生物多様性の保全

### 多様な緑と水による自然の恵みが豊かなまち

二宮町は、里山（吾妻山や丘陵地）・里地（斜面林や谷戸、農地等）・里川（葛

川等の河川)・里海(相模湾や二宮海岸)という、多様性に富む豊かな自然に恵まれています。

こうした自然を大切に保全し育み、その恵みに感謝するとともに自然と人間が生活のさまざまな場面で共生することをめざします。

### 1-1. 吾妻山の保全と魅力の向上

吾妻山は多様な動植物が生息し、町民の憩いの場であるとともに二宮で最も多くの人々が訪れる観光スポットでもあります。良好な自然環境の保全を通じて吾妻山の魅力が高まることにより観光振興にもつながることを基本に、自然環境の保全と観光拠点としての調和を図ります。

そのため、吾妻山に案内板や動植物のプレート等を設置するとともに、高齢者や健康増進等の補助として階段や手すりを改善することなどを通じて、誰もが気軽に自然に親しめるような魅力ある整備や管理を進めます。

【取組内容】

△：検討・準備 ○：実施

	No.	事業等の名称	担当課	実施予定			
		事業内容		31	32	33	34
	①	○○○事業	△△△課				

重点事業	No.	事業等の名称	担当課	実施予定			
		事業内容		31	32	33	34
	②	○○○事業	△△△課				

・  
・  
・

## **1-2. 丘陵地や谷戸などの保全**

豊かな生物に象徴される打越川の「春の小川」のイメージを再生するなど、丘陵地や谷戸に広がる斜面林や農地等の里山や里地の自然環境と動植物を保全します。

そのため、里山に点在する遊休農地の活用を図るとともに、市街地や公園、宅地等のみどりの保全に取り組めます。

## **1-3. 水と親しめる葛川の再生**

町の中心部を南北に流れる葛川を、町民が親しめ、子どもが水遊びできるような里川として再生を図ります。

そのため、葛川の水質のより一層の向上に向けて、家庭からの生活排水や事業所等からの排水の適正な処理に努め、葛川での生物調査や水質調査の実施を継続的におこなうとともに、清掃活動や親水イベントの支援等を行います。

## **1-4. 二宮海岸の保全と魅力の向上**

「こゆるぎ」といわれる緩やかな曲線に沿って連なる美しい海岸と松林は、景観的にも重要な町の資源であり、観光スポットとしても魅力の向上が期待されます。こうした二宮海岸を保全することを通じて、町民や来訪者が憩い、親しめる海辺の環境づくりを進めます。

そのため、海岸美化活動（530キャンペーン等）を推進するとともに、様々な体験を通じて感じる自然など、人と人との関わりのなかで二宮海岸が有する自然の魅力を向上させます。

## **1-5. 良好な自然を象徴する動植物の保全**

多様な緑と水に支えられた里山・里地・里川・里海に生息する動植物を保全し、将来世代に豊かな自然を伝えていきます。

そのため、情報提供の工夫やイベント等を通じて、環境学習や日常生活での身近な取組を広めていきます。

## **2. 循環型社会の実現**

### **環境にやさしい循環型のまち**



ごみ処理については、平塚市・大磯町・二宮町の1市2町ごみ処理広域化実施計画を推進していきますが、二宮町独自の3R（リデュース・リユース・リサイクル）によるごみの減量化や資源化等に取り組み、きれいなまちづくりを進めます。

同時に、町内で生産される農産物や海産物等についても、生産・流通・消費の循環を町内で形成することによって循環型の社会を実現していきます。

### **2-1. リデュースの促進（ごみの発生や排出の抑制）**

日常生活でのごみの減量化を町民、事業者、町が一体となって取り組み、循環型のごみ処理を促進します。

そのため、水分ひとしぼり運動をさらに広げるとともに、マイバッグ・マイボトルの利用促進や無駄になるような物は買わない（ごみの発生抑制）などの普及啓発などを進めます。

### **2-2. リユースやリサイクルの促進**

平塚市・大磯町・二宮町によるごみ処理広域化の推進により、ごみの資源化を進めます。

そのため、剪定枝の資源化、洋服や家具等のリユースの促進、生ごみ処理機の普及による生ごみの堆肥化の推進に向けた生ごみ堆肥化容器購入への補助等によって、資源化の促進を図ります。

### **2-3. ごみの適正な処理・処分の推進**

二宮町一般廃棄物処理基本計画にもとづき、適正なごみの分別収集、処理・処分を進めます。

そのため、適切にごみの分別収集を促進し、地域ごとの積極的な取組を支援します。

### **2-4. 不法投棄防止の推進**

河川や海岸、谷戸等での不法投棄を防止し、まちの美化や環境保全を進めます。

そのため、不法投棄パトロールの実施のほか、ごみのポイ捨てに対するマナーの向上、家電製品等の不法投棄に対する対応策等について検討し、取組

を進めます。

## **2-5. 地産地消の促進**

農産物や海産物など地元の食材の購入や消費を促進するなど、地元産品が町内で循環するように努めます。こうした取組を食育等とも連携しながら、地域経済の活性化にもつながっていくことをめざします。

そのため、地元産品の消費や食品ロス削減を促進します。

## **3. 低炭素社会の形成**

### **地球環境の保全に取り組むまち**

二酸化炭素排出量の削減については、地球全体での持続可能性が問題となり、日本全体では家庭部門における削減の進展が課題となっています。そのような状況をふまえ、戸建住宅を中心とする二宮町においては、低炭素社会の形成に向けたさまざまな取組が可能と考えます。

また、豊かな自然に恵まれている本町において、自然の恵みに感謝するとともに、時に自然の力は災害の脅威にもなることから、自然や地球環境を意識したライフスタイルの転換を図っていきます。

#### **3-1. 省資源・省エネルギー活動の促進**

#### **3-2. 自然エネルギーの活用**

日常生活での省資源や省エネルギー化を進め、家庭や事業所などでの二酸化炭素の排出を削減するとともに、自転車や公共交通などの利用促進を通じた移動の際の二酸化炭素の排出を抑制します。

そのため、節電に向けた取組や、地球環境に配慮した交通手段の利用促進に向けた仕組みづくりを進めます。

また、太陽エネルギーなど、二宮町の地形や住宅地の特性などを活かした自然エネルギーの導入を促進します。

#### **3-3. 緑化や雨水利用などによる環境の保全**

建築物の緑化による地球温暖化対策、敷地内での雨水浸透や雨水の有効

利用等による地球環境の保全に向けた取組を進めます。

そのため、グリーンカーテンの促進や花いっぱい運動等を推進し、日常生活での身近な緑や水を大切にすることにより、地球環境の保全に向けた意識を醸成し、取組を広げていきます。

### **3-4. 環境保全による安全なまちづくり**

自然に感謝し、自然からの恵みだけでなく、大規模災害等における減災の視点から環境保全の取組を進めます。

そのため、海岸の松林や里山の斜面林の保全や道路の排水溝の清掃（集中豪雨時の冠水防止）を促進し、も進めていきます。

こうした取組を通じて、自然と人間との関わりを捉え直し、安全なまちづくりを進めます。

### **3-5. 快適な生活環境の向上**

大気汚染や悪臭、騒音などへの対策を行うとともに、二宮町の特長である空気がきれいで風通しの良い快適な生活環境の向上に努めます。

そのため、地域美化活動の推進や公害防止対策（大気騒音測定）とともに、緑豊かな二宮らしい街並みの保全など、環境面からのまちの景観形成を進めます。

## **IV 計画の推進方策**

### **<推進方策内容>**

基本計画では、計画を推進する上での方策として、「町民・事業者・町の3者の連携」、「横断的な取組」、「学習・情報共有」の3つを軸に位置付けています。本計画においては計画事業毎に対応する推進方策を明確化することで、効果的な推進を図ります。なお、計画推進にあたっては、町民・事業者・町それぞれの多種多様な連携・協力を通じ、きっかけづくり・仲間づくり・運動づくりの3段構造によるスパイラル的な取組み推進を図るとともに、計画事業間に留まらず、関係機関との横断的な取組の推進を図るほか、幼少期からの環境教育を通じて、環境問題に関する関心を高められるよう積極的な学習・情報共有に努めます。

## **V 計画の進行管理**

本計画では、「PDCAサイクル」を基本とし、各事業等の進捗状況を把握、

評価することで計画の進行管理を行います。進捗状況については評価シートを用いて把握・管理します。その評価結果については、環境審議会の意見聴取を受けて、ホームページ等で公表します。

また、後期実施計画の最終年度をもって基本計画が終了するため、次期基本計画の策定に向け、各基本目標の達成進行管理を行います。